

世田谷区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区児童育成手当条例施行規則（昭和57年6月世田谷区規則第42号）の一部を次のように改正する。

第3条中「3,661,000円」を「3,758,000円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第3条の規定は、令和8年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。